

令和5年度（2023年度）遠隔医療促進事業 概要

1 目的

通信技術を活用して、医療の地域格差解消、医療の質及び信頼性の確保を図ることを目的とする。

2 補助対象者

- (1) 設備整備事業
別表1の第1欄に掲げる事業者であって、知事が認める病院又は診療所の開設者
- (2) 遠隔相談事業
別表2の第1欄に掲げる事業者であって、知事が認める病院又は診療所の開設者
- (3) 在宅患者遠隔支援事業
別表3の第2欄に掲げる事業者であって、知事が認める病院又は診療所の開設者

3 補助対象事業

- (1) 設備整備事業
この補助金の目的を達成するために、次のいずれかのシステムによる遠隔医療の実施に必要な機器整備を行う事業
 - ア カメラ、マイクが一体となった専用ハードウェア機器又はソフトウェアとスマートデバイス、パーソナルコンピュータ等をを活用したビデオ会議システム
 - イ スマートデバイス等を活用した画像相談システム（救急対応時における画像等の共有及び相談・助言のために使用されるものに限る。）
- (2) 遠隔相談事業
この補助金の目的を達成するために、ビデオ会議システムを導入した医療機関やICTを活用したコミュニケーションツール等を整備した医療機関に対して、専門医等がビデオ会議システムやICTを活用したコミュニケーションツール等を活用し、オンラインによる対面で相談・助言を行って支援する事業
- (3) 在宅患者遠隔支援事業
この補助金の目的を達成するために、ICTを活用したコミュニケーションツール等の設備整備を行い、在宅患者等の遠隔医療等を行う事業
なお、事業実施に当たっては、遠隔医療等を実施する医師を支援する医療機関や介護事業等と連携を図ること。
 また、事業を効果的に実施するため、必要に応じ、学識経験者やコンサルタントなど外部の専門家の助言等を受けることができるものとする。

4 補助対象経費

- (1) 設備整備事業
別表1の第1欄に掲げる事業者区分別に、第3欄に定める経費
- (2) 遠隔相談事業
別表2の第3欄に掲げる経費
- (3) 在宅患者遠隔支援事業
別表3の第4欄に掲げる経費

5 その他

本事業は、今後、道が遠隔医療施策を展開するための検証として、事業実施中又は実施後、各種調査にご協力いただくこともありますので、ご留意ください。

別表1（設備整備事業）

1 事業者区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
遠隔地の医療機関をビデオ会議システム又は画像相談システムを活用して支援する医療機関	3,000千円	遠隔医療促進事業に必要な委託料、備品購入費（取付工事料を含む。）	1/2以内
遠隔地の医療機関からビデオ会議システム	2,000千円	遠隔医療促進事業に必要な委託料、備品購入費（取付工事料	1/2以内

又は画像相談システムを活用して支援を受ける医療機関		を含む。)	
---------------------------	--	-------	--

別表 2 (遠隔相談事業)

1 事業者区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
ビデオ会議システムを導入した医療機関やICTを活用したコミュニケーションツール等を整備した医療機関等を支援する医療機関	8千円/時 1週間における時間数について、5時間を上限とする。なお、同一医療機関の複数診療科で実施する場合、1診療科ごとに5時間を上限とする。	遠隔相談の実施に必要な経費(人件費(給料、職員手当)、需用費(消耗品費、図書等購入費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料)	10/10以内

表 3 (在宅患者遠隔支援事業)

1 事業区分	2 事業者区分	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
設備整備事業	所在する在宅医療圏内に在宅療養支援医療機関がない在宅患者に対して訪診療を行う医療機関又は同一在宅医療圏内において、16kmを超えて訪問診療を行う医療機関	5,000千円	在宅患者遠隔支援事業に必要な委託料、備品購入費(取付工事料を含む。遠隔医療情報通信機器整備事業費補助金で対象となる経費を除く。)	1/2以内
導入運営事業	所在する在宅医療圏内に在宅療養支援医療機関がない在宅患者に対して訪問診療を行う医療機関又は同一在宅医療圏内において、16kmを超えて訪問診療を行う医療機関	2,699千円	在宅患者遠隔支援事業を実施するための学識経験者やコンサルタントなど外部専門家のアドバイザー費用(委託費、報酬、報償費(謝金)、旅費)	10/10以内